

ふるさと納税研究会報告書

平成 19 年 10 月

報告書目次

はじめに	1
総括	
1. 「ふるさと納税」の意義	1
2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して	3
(1) 「ふるさと」の概念	3
(2) 寄附金税制の進化	4
(3) 国が果たすべき役割	4
(4) 個人住民税の税額控除と手続きの簡素化	4
(5) 寄附を受ける地方団体の説明努力	5
本論	
I これまでの制度と「ふるさと納税」論議	6
II 制度設計の前提となる論点	7
1. 「ふるさと」の概念	7
2. 「税」を分割する方式の可能性	9
(1) 受益と負担	9
(2) 課税権	10
(3) 租税の強制性	11
(4) 住民間の公平性	11
(5) 「寄附金」税制を応用する可能性	12
III 寄附金税制の応用による「ふるさと納税」制度の検討	13
1. 国が果たすべき役割	13
2. 控除方式のあり方	14
3. 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の個別の検討課題	15
(1) 個人住民税の税額控除の割合	15
(2) 控除対象となる個人住民税	17
(3) 個人住民税の税額控除の上限額	17
(4) 個人住民税の税額控除の適用下限額	19
4. 個人住民税の税額控除の手続きの簡素化	20
5. 地方交付税における取扱い	21
IV 所得税との関係	22
V 地方団体の説明努力	23
1. 地方団体における自主的な努力	23
2. 寄附者に対する寄附金の使途の明示、報告等	24
おわりに	24
報告書資料	

はじめに

本研究会は、「ふるさと」に対する納税者の主体的な貢献を可能にする税制上の仕組みの実現に向けて諸課題について幅広く研究・検討してきたが、このほど、以下のとおり結果をとりまとめたので、ここに報告する。

総 括

1. 「ふるさと納税」の意義

「ふるさと納税」論議は、平成19年5月の総務大臣の問題提起から始まった。多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をする。その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育んだ「ふるさと」の地方団体には税収はない。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか、という問題提起である。

この議論は、国民各層に大きな反響を呼んだ。お世話になった「ふるさと」にできれば恩返しをしたいという多くの人々の心の琴線に触れたのだろう。多くの人々の共感が、様々な形で表明され、メディアでも頻繁に報道された。一方で、こうした思いを税制として形にすることの理論的、制度的、技術的困難さも多くの関係者から指摘された。さらに、大都市部の首長からは、「ふるさと納税」分だけ税が減収になるとして反論の声もあがった。これら様々な観点から、「ふるさと納税」は国民の一大関心事になったのである。

「ふるさと納税」が国民の大きな関心を呼んだことには、少なくとも三つの大きな意義がある。

第一は、納税者の選択である。税は国や地方の行政サービスを賄い国民の生活を支えるために不可欠である。納税者にとって税を払わなくて済めばそれに越したことはないが、それでは、国も地方も立ち行かない。そこで、厳格で公正な税制のもとで、国民は義務として税を負担することになっている。したが

って、税制は一度決まれば、国及び地方団体が課税権に基づき強制的に徴税する。これが近代社会での伝統的な税制である。

「ふるさと納税」はこれに対して、たとえ納税分の一部であっても、納税者が自分の意思で、納税対象を選択できるという道を拓くものであり、それが実現すれば、税制上そして税理論上、まさに画期的な歴史的意義をもつものといえる。自分の意思で納税先を選択するとき、納税者はあらためて、税というものの意味と意義に思いをいたすであろうし、それこそは、国民にとって税を自分のこととして考え、納税の大切さを自覚する貴重な機会となる。

第二は、「ふるさと」の大切さである。自分を育てくれた「ふるさと」は誰にとっても親のようにかけがえのないものである。地方で生まれ育ち、地方を「ふるさと」とする人々が多いが、現在の日本列島では、健全な国土と国民生活を支えるうえで、地方の果たしている役割は極めて大きい。人材を養育することのほかにも、都会に食料を供給し、森林や河川など貴重な自然環境を維持しているのも地方である。その地方が疲弊すれば、都会の繁栄も成り立たない。

「ふるさと納税」を通じて多くの人々は、こうした「ふるさと」の大切さ、自分達の生活を支えてくれている自然の恵みへの感謝、そして育てくれた人々への恩返しをあらたにするに違いない。それこそは、美しい郷土を愛し、育ててくれた「ふるさと」の恩に感謝する本来の人間性への回帰の貴重な契機となる。

また、出生地や過去の居住地に限らず、いわゆる「二地域居住」を行っている地域に貢献したいと考える人、ボランティア活動などを通じて縁のできた地域などを応援したいと考える人も増えてきている。「ふるさと納税」の導入により、このようないわば「未来志向でふるさとを考える人々」にとっても、自分が応援する地域に貢献したいという真摯な思いを実現することが可能になり、それが豊かで環境にやさしい地方を育てることにもつながっていくのである。

第三に、自治意識の進化である。「ふるさと納税」が実現すれば、「納税」を受けたい全国各地の地方団体は、その出身者や関心を持ってくれそうな多くの人々に、その魅力をおおいにアピールする必要がある。出てくる。「ふるさと納税」されたお金がどのように使われるのか、それによってどのような成果が期待されるのか、など効果的な情報提供の自治体間競争が刺激されるだろう。

この切磋琢磨は、「ふるさと」の地方団体と住民に、納税をしてもらうに相応しい地域のあり方をあらためて考えてもらう貴重な機会となるだろう。

地方自治は民主主義の学校と言われるが、地方自治の根幹を支える個人住民

税の世界に「ふるさと納税」を導入することは、地域の地方団体にとって、自らの自治のあり方を問い、進化させる重要な契機になるはずである。

さらに、「ふるさと納税」の実現により、納税者と地方団体との間に新たな関係が生まれることが期待される。地方団体においては、その団体を応援し、見守ってくれている納税者が全国各地に存在することを認識し、「ふるさと納税」により得られた収入を納税者の「志」に応えられる施策に活かしていくことを通じて、その地域が活性化し、内発的発展が促されることが期待される。また、納税者についても、「ふるさと納税」を行うことを通じて、地方行政に対する関心、参加意識が高まり、「ふるさと」の地方団体とともに成長していくことが期待される。このように、「ふるさと納税」によって、納税者と地方団体の間にいわば「相互に高め合う」新しい関係が生まれるのである。

なお、「ふるさと納税」が地方団体間の税収格差の是正に資するとの期待もあるが、「ふるさと納税」については、国民が「ふるさと」の大切さを再認識することに役立つという意義が重要である。

このような「ふるさと納税」の意義が地方自治関係者間で深く理解されれば、立場の違いによるお互いの利害を乗り越えた、地方自治全体にとって大きな意義を有する新たな制度の構築が可能となるはずである。関係者間の理解を求めのためのたゆまぬ努力が必要である。

2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して

このように大きな意義のある「ふるさと納税」構想だが、それを制度化し、設計する上で、最も大切なことは、国民にとって、わかりやすく、使いやすい仕組みとなることである。本研究会では、そのために、幅広くあらゆる問題を視野に入れて検討・吟味し、様々な制約条件の下で、最もわかりやすく、使いやすい仕組みの方向性をとりまとめた。詳しくは本論において説明するが、ここでは、研究会の検討と報告の要点を紹介しておきたい。

(1) 「ふるさと」の概念

「ふるさと」はすべての人々にとって存在するが、出生地なのか、養育地なのか、といった点を納税の条件として厳密に証明することは必ずしも容易では

ない。それ以上に、納税者がどこを「ふるさと」と考えるか、その意思を尊重することが「ふるさと納税」の思想上、より重要との見地に立ち、納税者が選択するところを「ふるさと」と認める広い観点をとることとした。

(2) 寄附金税制の進化

「ふるさと納税」をあくまで「税」の分割として考えると、そこには多くの理論的、制度的障害が横たわる。税は法律によって徴税当局に課税権が保障されるが、居住地以外の地方団体に強制性を伴う課税権を認めることは難しく、また、個人住民税として考える場合、受益と負担の原則に反するなど理論的に困難な問題がある。一方、寄附金税制を応用し、進化させれば、これらの問題をクリアできるだけでなく、納税者が「ふるさと」に貢献したいという「ふるさと納税」本来の趣旨を円滑に実現することができる。なお、制度の具体的な検討に当たっては、納税者の負担が極力増加しないよう配慮することとする。

(3) 国が果たすべき役割

「ふるさと納税」は、個人住民税の移転の問題であり、国税である所得税とは切り離して議論すべきという考え方がある。しかし、「ふるさと納税」は、地方団体のみならず国にとっても大きな意義を有しており、本来であれば、この意義は地方団体のみならず国も自らの国土政策を通じて達成すべきものであることから、「ふるさと納税」制度を構築するに当たっては、国も相当程度の役割を担うことが望ましい。また、国の財政が地方財政と並ぶ車の両輪であることに鑑みれば、国も応分の負担をすることが望ましい。

このため、「ふるさと納税」については、国と地方がそれぞれ一定の役割を果たすこととし、所得税と個人住民税双方を対象とする仕組みとすることが適当である。

本研究会においては、このような考え方を基本としつつ、所得税における寄附金税制のあり方について、現行制度を維持することとされた場合においても、「ふるさと納税」を実現できるよう、所得税の現行制度を前提とした個人住民税における「ふるさと納税」制度のあり方も十分に吟味することとした。

(4) 個人住民税の税額控除と手続の簡素化

現行の寄附金税制では、地方団体に対する寄附金が所得控除の対象とされており、寄附金額に税率を乗じた額の軽減措置が受けられるが、税額控除の方が

納税者にはわかりやすく、貢献意欲も湧くので、「ふるさと納税」においては、税額控除方式をとることとし、所得税との関係を踏まえつつ、税額控除の割合は全額とする。ただし、控除適用額については、個人住民税における納税者間の公平性の観点にも配慮し、個人住民税所得割の税額の1割の上限を設けるとともに、事務が過度に煩雑になることを避け、寄附者の「志」を活かすという観点から、5千円の下限を設ける。また寄附申請と税額控除を受けるまでの納税者の手続をできるだけ簡素化する工夫をする。

(5) 寄附を受ける地方団体の説明努力

寄附を受ける地方団体は、寄附の使い途を明らかにし、それがどのような成果につながるのか説明することが求められる。これは法令で規制すべき性質のものではないが、各地方団体においては、透明でわかりやすい自治を推進する必要がある。

本研究会では、以上のような方向で、「ふるさと納税」の趣旨を実現できる最もわかりやすく、使いやすい仕組みを報告する。この報告を踏まえて、政府部内、税制調査会等における議論が進められ、制度の細部にわたる検討が行われて、国民が利用しやすい仕組みがつくられ、多くの人々が、より容易に「ふるさと」にその熱い思いを託せるようになることを願うものである。